

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年2月26日

会社名 株式会社 光貴
代表者名 代表取締役社長 斉藤 政美
問合せ先 取締役 管理本部長 若尾 徹
TEL 098-870-2102
URL <https://www.koki.inc/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめとした顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。具体的には、実行性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化ならびにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

このような認識のもと、当社では管理部門の拡充と機能強化をはじめ、業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性、事務活動にかかわる法令等の遵守を中心に適正かつ効率的な企業体制の構築及び維持に積極的に取り組み、経営情報の適時適切な開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 K&S	156,000	66.90
光貴社員持株会	22,600	9.69
大阪中小企業投資育成株式会社	20,000	8.58
間山 弘造	15,100	6.48
間山 さゆり	14,100	6.05
金城 保	2,000	0.86
東江 孝夫	1,400	0.60
間山 光貴	1,000	0.43
斉藤 政美	500	0.21
仲座 真吾	500	0.21

支配株主名	株式会社 K&S
-------	----------

親会社名	なし
------	----

補足説明

株式会社 K&S は、当社代表取締役会長間山弘造の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	Fukuoka PRO Market
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社の代表取締役会長であり主要株主である間山弘造及び間山弘造の資産管理会社である株式会社 K&S の所有株式の議決権比率は過半数となることから、支配株主に該当いたします。当社は、「関連当事者取引管理規程」に定義する関連当事者との間で原則取引を行わない方針としておりますが、取引を検討する場合は、同規程に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行います。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
平本 洋佑	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
平本 洋佑	—	—	金融機関や東証プライム上場会社での業務経験から幅広い見識を有しており、当社の経営戦略の策定及び業務執行の意思決定に対し、第三者の視点からの助言や関与が期待できるものと判断したため、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置していませんが、監査法人、監査役会及び内部監査人は、監査計画の説明及び監査結果の報告の場を設けること等により、経営上の重要な情報、内部統制の状況その他会社に関する幅広い情報交換を行って、緊密な連携関係構築に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金城 保	公認会計士													
管納 啓文	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
金城 保	—	該当事項はありません。	公認会計士資格を保有しており、企業会計及び税務に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。この経験等に基づく客観的な視点で取締役の業務執行等の監査ができると判断したことか

			ら、社外監査役として選任しております。
管納 啓文	—	該当事項はありません。	現役の弁護士であり、企業法務に関する豊富な知識と実務実績を有しております。これらの専門的な見地と経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の監査業務のさらなる充実への寄与が期待できることから、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び持続的な企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しています。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

事業への参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外取締役へのサポートは取締役会事務局(経営企画室及び人事総務部総務課)が、社外監査役へのサポートは常勤監査役が、それぞれ行っております。</p> <p>取締役会の資料は、原則として開催の3日前に取締役会事務局から配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保すると共に、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役から監査役監査、会計監査、内部監査間の連携に関する情報の共有も行っております。</p>
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会>

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催しており、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。本書提出日現在、当社の取締役会は1名の社外取締役を含めた7名の取締役に構成され、当社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の適正な職務執行が図られるよう監督しております。

<監査役会>

監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催しております。本書提出日現在、当社の監査役会は2名の社外監査役を含めた3名の監査役により構成され、取締役会に出席し適宜意見を述べるほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、監査役会では、監査方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担費用の予算等を協議し、監査役職務の実行状況について随時報告等を行うことによりコーポレート・ガバナンスの実効性を高めております。

<最高幹部会>

最高幹部会は、原則として毎月1回定期的に開催しており、代表取締役社長の意思決定を補助する機関として、会社の重要施策、取締役会へ付議すべき重要な案件、会社組織に係る重要な事項の調整、その他処理が求められる事項等につき協議を行う場であります。

<経営会議>

経営会議は、原則として毎週1回定期的に開催しており、会社全般の業務執行方針及び業務執行に関する重要事項について、取締役会へ上程する事案を審議する場であります。

<内部監査室>

当社は、代表取締役社長から選任された内部監査担当者1名により、内部監査室を設置しております。監査担当者は、被監査部門及び関係者に対して、資料の提出・報告・調査など監査遂行上必要なものを求め、監査終了後その結果について被監査部門の管轄責任者と意見交換を行うものとし、また、監査の結果を内部監査報告書としてまとめ、代表取締役及び必要に応じて関係部署に回付しております。

<会計監査>

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立の立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。監査を執行した公認会計士は、秋田秀樹氏、戸田圭亮氏の2名であり、いずれも継続監査年数は2年以内であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

<リスク管理・コンプライアンス委員会>

リスク管理・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とした取締役ならびに本部長によって構成されており、代表取締役社長の諮問機関として、会社のリスク管理及びコンプライアンスに関する各種事項の情報収集ならびに会社の運営にかかるリスクの回避、事故発生時の影響の軽減等についての共有・審議をしております。

各機関の本書提出日現在の構成員は次のとおりであります。

(◎議長・委員長、○構成員、□出席者、△オブザーバー)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	最高幹部会	経営会議	リスク管理・コンプライアンス委員会
代表取締役会長	間山 弘造	○		○		
代表取締役社長	斉藤 政美	◎		◎	◎	◎
取締役副会長	間山 さゆり	○		○		
取締役	仲座 真吾	○			○	○
取締役	東江 孝夫	○			○	○
取締役	若尾 徹	○			○	○
取締役	平本 洋佑	○				
監査役	安村 宏	□	◎		△	△
監査役	金城 保	□	○			
監査役	管納 啓文	□	○			
執行役員 経営企画室長	上間 圭	△			○	□

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、会計、税務、法律及び行政対応等の専門性や経験を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の電子提供を行うにあたり、株主総会開催日の3週間以上前に発送することとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、適時開示、発行者情報、その他 IR 資料を掲載予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンス・コード対応方針」において「自社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、お客様、お取引先様、地域社会、従業員などステークホルダーによる貢献の結果である事を認識し、相互的なコミュニケーションのもと、適切な協働を図る」と規定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	「環境負荷の低減」「社会的インフラとしてのキャリアショップ運営」「社会貢献」「コーポレート・ガバナンスとコンプライアンス教育」「ダイバーシティ・ワークライフバランスの推進」の 5 つの個別課題について目標を設定し、その達成に向けて様々な取り組みを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレートガバナンス・コード対応方針」において「法令に基づく開示情報のみならず、株主が投資判断を行うにあたって有用な情報は、分かりやすく主体的に開示を行い、意思決定にかかわる透明性の確保に努める」「株主に対して事業戦略、財務情報および非財務情報などの幅広い情報を適時・適切に開示するとともに、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を実践する事で、中長期的な企業価値の向上に資するよう努める」と規定しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」を定め、当該システムの構築に必要な体制の整備を図っております。今後も法令等の改正に対応し、また、当社を取りまく事業環境及び各種リスクを踏まえ、適宜見直しを行い、必要な改善・充実を図ってまいります。

業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

ア 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての取締役及び使用人が法令及び社会倫理を遵守すると共に、公正で高い倫理観に基づく企業活動を行うことを徹底するため、以下の体制を整備しております。

- i. 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任及び企業倫理の確立に努めると共に、諸規程を遵守し、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ii. 業務執行部門から独立した内部監査室が、取締役会に対しコンプライアンスの状況を適宜報告しており、取締役会はその報告に基づき、随時その体制の見直しを行っております。
- iii. 内部通報制度の整備とその適正な運用により、法令違反その他コンプライアンス違反行為またはその恐れのある行為の未然防止及び早期対応を図っております。

イ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し、保存及び管理を実施しております。

ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の基本的事項等について「リスク管理・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、経営リスクの把握やその評価、対応方針等を検討する体制を整備しております。

エ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役の権限及び担当を明確にし、職務の執行を効率的に行うため、以下の体制を整備しております。

- i. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。
- ii. 取締役及び使用人の職務の執行について、「取締役会規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定められた権限及び責任を遵守しております。

iii. 職務の執行の状況を把握し改善を図るため、内部監査室による監査を実施し、取締役会は内部監査室からの報告を踏まえ、必要に応じてその体制を検証しております。

オ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく、以下の体制を整備しております。

- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助者として適切な者を任命し、監査役の指示の実効性を確保します。
- ii. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査役の意見を尊重し決定しております。
- iii. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対しては、取締役会をはじめ各部門が連携して実効性のある協力体制を整備しております。

カ 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制及び当該報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が監査役へ適正な報告を行えるよう、以下の体制を整備しております。

- i. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役が、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行うものとしております。
- ii. 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事象が発生またはその恐れがある場合、違法または不正な行為を発見した場合は、直ちに所定の通報先へ通報するものとしており、通報を受けた者は、監査役へ報告するものとしております。
- iii. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとしております。
- iv. 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いをすることを禁じる旨を規程に定め、取締役及び使用人に周知しております。

キ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備しております。

- i. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
- ii. 監査役は必要に応じて取締役及び使用人との意見交換を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- iii. 監査役は内部監査室との連携により、実効的な監査業務の遂行を図っております。

- iv. 取締役は監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備します。
- v. 監査役の職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社はすみやかに支払いを行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために、以下の体制を整備しております。

- i. 「反社会的勢力の排除に関する規程」を定め、会社及びステークホルダーの社会的信頼の保全ならびに健全な経営活動の維持を図ります。
- ii. 反社会的勢力に対して一切の関係を遮断すると共に、外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした対応で臨みます。
- iii. 販売、仕入購買、業務委託、一般経費の支払等において、新規に取引を行う場合、それら対象先の属性調査を実施しております。
- iv. 継続的あるいは断続的に取引が行われる対象先へは、少なくとも年1回以上、属性調査を実施しております。

V. その他

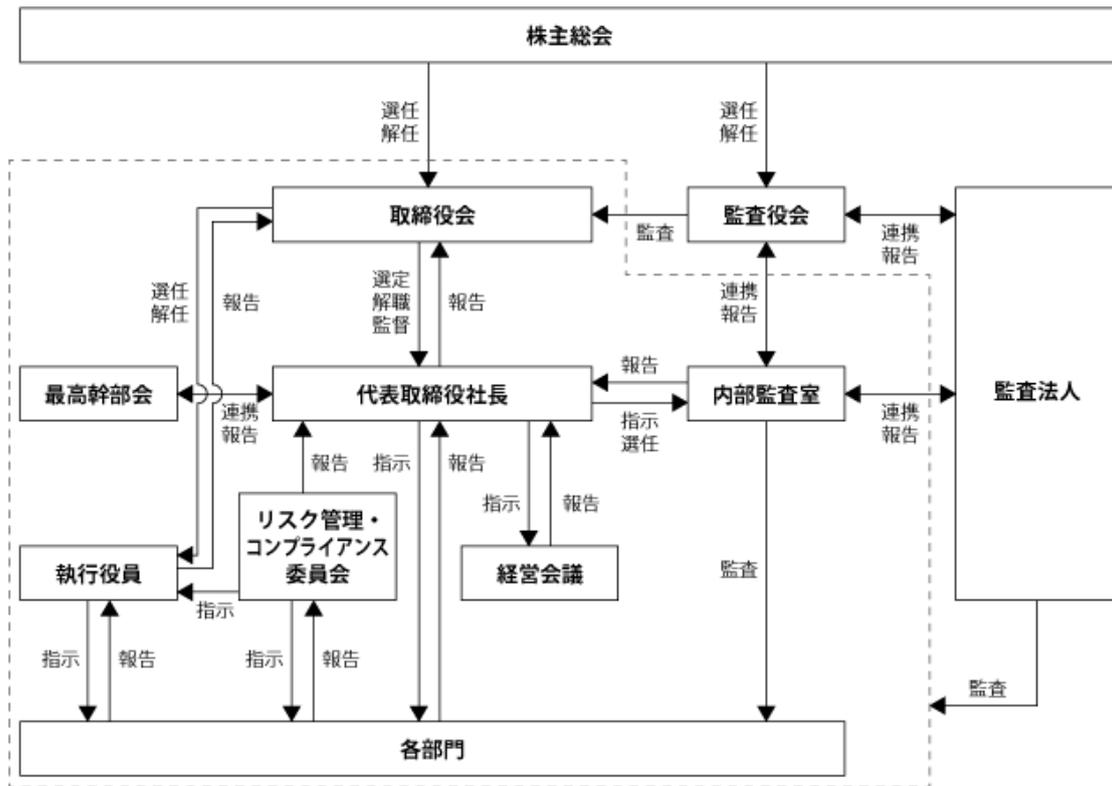
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

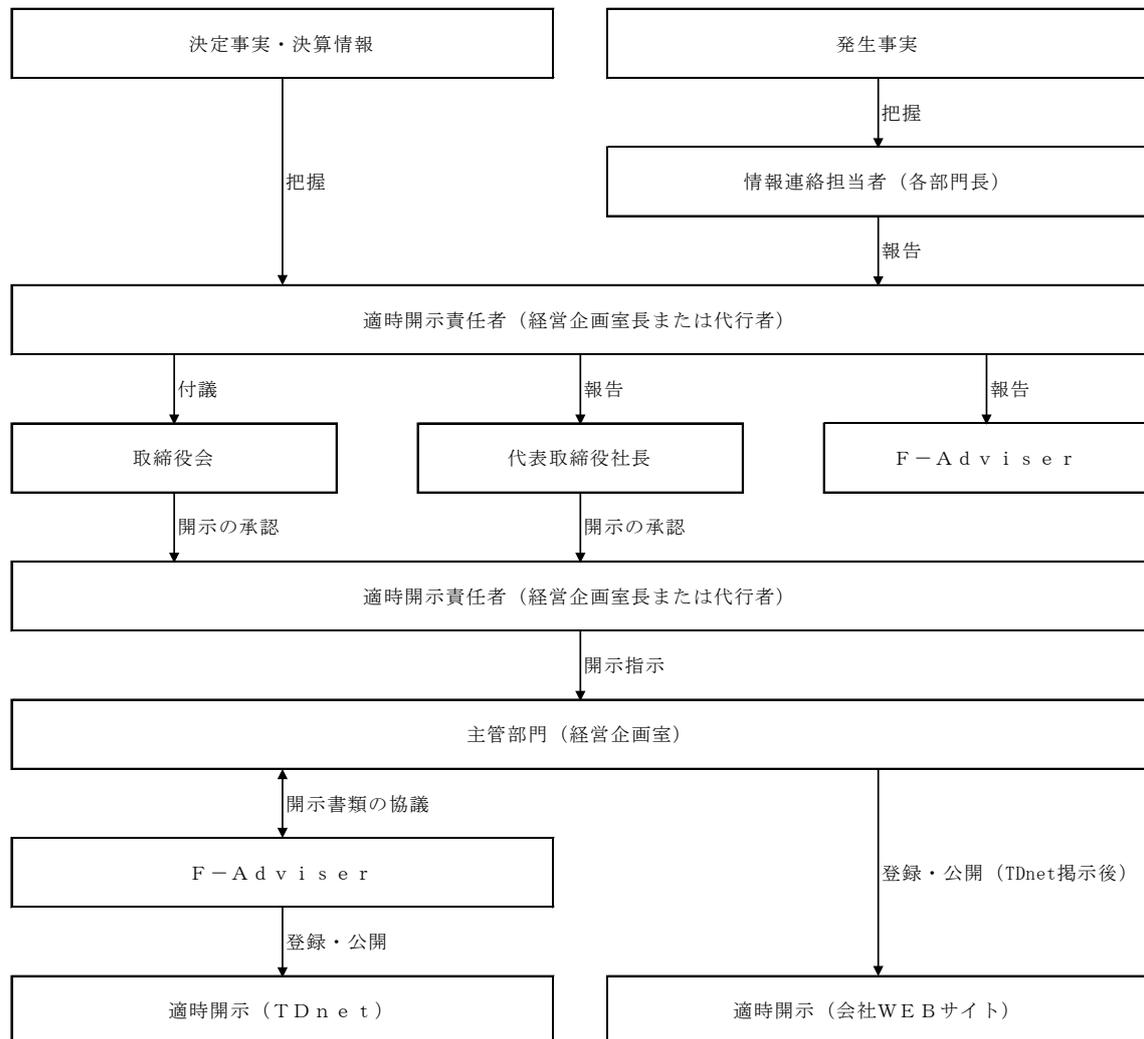
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要の模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上